

制定 20180524 四国第9号
平成30年5月29日
最終改正 20230216 四国第18号
令和5年2月20日

四国知的財産活用推進協議会設置規程を次のように定める。

平成30年5月29日

四国経済産業局長 長濱 裕二

四国知的財産活用推進協議会設置規程

(目的)

第1条 四国地域における民間企業等が知的財産を戦略的に活用すること及び知的財産制度の普及を推進するため、四国経済産業局に四国知的財産活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、四国地域の知的財産の活用に関する現状・課題等について意見交換を行うとともに、これを踏まえ、四国における知的財産の活用及び知的財産制度の普及を推進する。

(組織)

第3条 協議会は、議長1名及び委員で組織する。

2 議長は、四国経済産業局地域経済部長をもって充てる。

3 委員は、知的財産の活用等に優れた知見を有する者を四国経済産業局長が委嘱する。

4 委員の任期は委嘱の日から翌々年の3月31日までとする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、議長がこれを招集し、開催する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 議長に事故等があるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

4 委員の出席について支障があるときは、その指名する者を代理として出席させることができる。

5 本協議会は、議長の判断により書面開催することができる。

(委員以外の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(議決)

第6条 協議会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

(事務)

第7条 協議会に関する事務は、四国経済産業局地域経済部地域経済課知的財産室において処理する。

(規程の改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、協議会において議決を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途四国経済産業局長が定める。

附 則 (20180524 四国第9号)

(施行期日)

この規程は平成30年5月29日から施行する。

なお、平成17年5月16日付け平成17・05・11 四国第17号にて制定した四国地域知的財産戦略本部設置要領は廃止する。

附 則 (20230216 四国第18号)

(施行期日)

この規程は令和5年2月20日から施行する。